

## 平成 31 年度海事税制に関する海事振興連盟決議

四方を海に囲まれている我が国において、海事産業は国民生活と我が国経済を支える上で極めて大きな役割を担っている。すなわち、海運・造船・港運・倉庫等海にかかわる産業は日本経済や国民生活を支える基盤であり、地域の経済、雇用にとってもなくてはならない存在である。また、東日本大震災や熊本地震に加え、本年発生した西日本における豪雨や北海道胆振東部地震においても、災害支援・緊急輸送などを通じて、海事産業が極めて大きな役割を担っていることが認識されたところである。

船舶に係る特別償却制度については、環境負荷低減船舶の建造促進を図るため、延長すべきである。併せて、外航海運に係る同制度について、厳しい競争下にある我が国海外航海運事業者の国際競争力の強化を図るとともに、我が国造船業の発注増にもつなげるため、運航効率と環境性能に優れた I o T 技術等の新技術を活用した先進船舶について、拡充が必要である。

中小企業投資促進税制については、内航海運、造船、港湾運送及び倉庫の設備投資を促進するため、中小企業者が内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度を延長すべきである。

また、中小企業経営強化税制については、生産性向上による経営基盤強化を図る観点、働き方改革の実現に向けた取り組みを支援する観点等も踏まえつつ、延長するとともに必要な拡充を行うべきである。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の実現を求める。

### ◎重点要望項目

1. 船舶に係る特別償却の延長・拡充（所得税・法人税）
2. 中小企業投資促進税制の延長（海上運送、造船、港湾運送、倉庫）
3. 中小企業経営強化税制の延長・拡充（海上運送、造船、港湾運送、倉庫）

以上

平成 30 年 11 月 19 日  
海事振興連盟